

○和歌山市美化推進及び美観の保護等に関する条例施行規則

平成4年8月26日

規則第43号

改正 平成5年5月12日規則第27号

平成5年10月20日規則第46号

平成6年5月25日規則第41号

平成12年3月31日規則第55号

平成28年9月1日規則第82号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市美化推進及び美観の保護等に関する条例(平成4年条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定美観地域)

第3条 条例第7条第1項に規定する特定美観地域の指定は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の状態、市民等の行動の態様、地理的条件等を勘案して行うものとする。

(ポイ捨て防止重点区域の告示)

第3条の2 条例第8条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) ポイ捨て防止重点区域の名称及び範囲

(2) ポイ捨て防止重点区域として指定した年月日

(届出を要しない自動販売機)

第4条 条例第9条に規定する規則で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の内部に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの

(2) 工場等に供されている土地に設置される自動販売機で、当該工場等の関係者以外の者が利用できないもの

(自動販売機の届出)

第5条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書を市長に提出することにより行うものとする。

(1) 条例第9条の規定による届出 自動販売機届出書(別記様式第1号)

(2) 条例第10条の規定による届出 自動販売機変更・廃止届出書(別記様式第2号)

(3) 条例第11条第2項の規定による届出 自動販売機承継届出書(別記様式第3号)

(軽微な変更)

第6条 条例第10条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 自動販売機の設置場所の変更で、届出に係る場所と同一敷地内におけるもの
- (2) 前号の変更に伴う回収容器の設置場所の変更
- (3) 回収容器の設置場所の変更で、自動販売機の設置場所の変更を伴わないもの
(届出済証)

第7条 条例第12条の届出済証の様式は、別記様式第4号によるものとする。

(勧告)

第8条 条例第14条第1項又は第2項の規定による勧告は、別記様式第5号に準じて作成した勧告書を同条第1項又は第2項に規定する者に交付することにより行うものとする。

(命令)

第9条 条例第15条第1項又は第2項の規定による命令は、別記様式第6号に準じて作成した命令書を同条第1項又は第2項に規定する者に交付することにより行うものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第16条第2項の身分を示す証明書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則 (平成5年5月12日)

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則 (平成5年10月20日)

この規則は、平成5年11月1日から施行する。

附 則 (平成6年5月25日)

この規則は、平成6年6月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月1日)

この規則は、和歌山市美化推進及び美観の保護に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第14号)の施行の日から施行する。

（表面）
自動販売機届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住所

届出人 氏名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話 ()

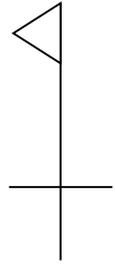
和歌山市美化推進及び美観の保護等に関する条例第9条の規定により届け出ます。

自 動 販 売 機	設 置 場 所		和歌山市		
	設置し、又は設置しようとする年月日		年 月 日 設置・設置予定		
	所 有 者	住 所			
		氏名・住所			
	形式・製造番号				
	販売する飲料の種類 及び販売する飲料を 収納する容器の種類		飲料の種類	<input type="checkbox"/> ジュース等飲料 <input type="checkbox"/> ビール等酒類	
容器の種類			<input type="checkbox"/> 缶 <input type="checkbox"/> 瓶 <input type="checkbox"/> プラスチック <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
回 収 容 器	設 置 場 所				
	管 理 の 方 法	管 理 者	住 所		
			氏 名		
	内 容				
	材 質		<input type="checkbox"/> 金属 <input type="checkbox"/> プラスチック <input type="checkbox"/> ポリエステル <input type="checkbox"/> その他 ()		
販売機数と回収容器 容積の関係		自動販売機 台に対して容積 リットルの回収容器 を 台設置（設置予定）			

※ 該当する□にレを記入すること。

(裏面)

自動販売機及び回収容器の設置場所の見取り図



自動販売機変更・廃止届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住所

届出人 氏名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話 ()

和歌山市美化推進及び美観の保護等に関する条例 第10条第1項 の規定により届け出
ます。 第10条第2項

自動販売機の届出	届出年月日	年 月 日
	届出番号	第 号
変更の事由	<input type="checkbox"/> 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）の変更 <input type="checkbox"/> 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の変更 <input type="checkbox"/> 自動販売機の設置場所の変更 <input type="checkbox"/> 回収容器の設置場所の変更 <input type="checkbox"/> 回収容器の管理の方法の変更 <input type="checkbox"/> 廃止	
変更年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	

※ 該当する□にレを記入すること。

自動販売機承継届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住所

届出人 氏名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話 ()

和歌山市美化推進及び美観の保護等に関する条例第11条第2項の規定により届け出ます。

自動販売機の届出	届出年月日	年 月 日
	届出番号	第 号
被 承 継 者	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
承認の年月日	年 月 日	

別記様式第4号（第7条関係）

年 月 日

第 号

和歌山市美化推進及び美観
の保護等に関する条例による

届 出 済 証

届出者

氏 名

連絡先 ()

和 歌 山 市

第 号
年 月 日

様

和歌山市長



勸告書

あなたが行った次の行為は、和歌山市美化推進及び美観の保護等に関する条例第8条の2の規
第13条
定に違反しますので、同条例第14条第1項第2項の規定により、次の措置を講ずるよう勸告します。

1 勸告事項

2 勸告理由

3 履行期限

第 号
年 月 日

様

和歌山市長



命 令 書

あなたは、和歌山市美化推進及び美観の保護等に関する条例第14条第1項第2項の規定による勧告に従わなかったため、同条例第15条第1項第2項の規定により、次の措置を講ずるよう命じます。

- 1 命令事項
- 2 命令理由
- 3 履行期限

教 示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表 面）

第	号
身 分 証 明 書	
所属	
職名	
氏名	
上記の者は、和歌山市美化推進及び美観の保護等に関する条例第16条第1項の規定により、立入調査を行う者であることを証明します。	
年 月 日 発行	
和歌山市長	
	

（裏 面）

和歌山市美化推進及び美観の保護等に関する条例（抜すい） （立入調査）
第16条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱又は回収容器の設置の状況を調査するために必要があると認めるときは、市長の指定する職員に空き缶等及び吸い殻等の散乱している土地又は当該自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第4号（第7条関係）

別記様式第5号（第8条関係）

別記様式第6号（第9条関係）

別記様式第7号（第10条関係）